

○議案第44号 守口市地域包括支援センター運営協議会条例案

□□□審議経過□□□

＝福祉教育委員会委員長報告＝

ご報告申し上げます。

本案は、令和6年度から本市単独で介護保険事業を実施するに当たり、地域包括支援センターの設置及び運営については、市が責任主体として関与するとともに、介護保険法施行規則に規定する運営協議会の意見を踏まえる必要があることから、守口市地域包括支援センター運営協議会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

本委員会といたしまして審査を行いました結果、地域包括支援センターの運営については、学識経験者や市民等から構成される運営協議会の意見はもとより、現在のくすのき広域連合における実情を踏まえた上で、箇所数や事業内容について検討を加えられたいこと。

また、今後は、本市単独による介護保険事業を実施することとなるが、市民サービスの低下に繋がることのないよう、これまで以上に利用者に寄り添った丁寧な対応に努められたいとの希望意見を付し、満場一致をもって、これを原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、委員長報告といたします。